

「子ども・子育て支援新制度における施設・事業の設備及び運営等に関する基準」(案)に対する市民の皆様からの御意見と御意見に対する本市の考え方について

「子ども・子育て支援新制度における施設・事業の設備及び運営等に関する基準」(案)に係る市民意見募集の結果について、下記のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

記

1 意見募集期間

平成26年6月25日(水)～平成26年7月24日(木)

2 意見件数 868件(445人)

条例で制定する基準	意見件数
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	128件
家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の設備及び運営に関する基準	121件
教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準	30件
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	218件
その他基準以外の意見	371件
合計	868件

3 主な意見の内容と本市の考え方

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準 128件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【基準全般に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市として, 国基準をベースとしながら, 京都におけるこれまでの質の高い保育の取組を踏まえた独自基準を定めていること, 平成27年4月の新制度開始に向けて実態に即した基準案になっていることを評価する。 ・教育・保育施設については, 現行の基準を下回ることのないようにお願いしたい。 ・国基準自体が現状と合っているのか疑問がある。京都独自の現状にできるだけ近い形の基準を作るべきである。 ・新制度の基準はこれまでの基準より上乘せしてほしい。 ・今より質が下がらない基準であれば問題ない。 	18件	<p>基準案については, ①国の基準を下回る基準は設定しない, ②現行制度における本市基準を下回る基準は設定しない, ③現行制度から円滑に移行できるよう経過措置を設ける等の配慮を行う, という3点を基本的な考え方として, 子ども・子育て会議での意見を踏まえて取りまとめたものです。</p>
<p>【職員に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置基準は, 3歳児15:1, 4歳児20:1, 5歳児25:1にしてほしい。 ・1学級の幼児数は3歳児15人以下, 4歳児20人以下, 5歳児25人以下としてほしい。 ・保育士の職員配置基準については, 現行の保育所基準を下回ることのないようにしてほしい。 ・1歳児に係る職員の配置基準は4:1にしてほしい。 ・今までの京都市の保育所基準を維持してほしい。 	29件	<p>本市では, 現行の保育所の保育士配置基準において, 国基準よりも高い基準を定めていることから, 新制度における幼保連携型認定こども園についても, 保育が必要な児童数に対する保育士の配置を本市の保育士配置基準と同じ基準に引き上げております。</p> <p>教育標準時間のみを利用する子どもに対する職員配置基準は, 新制度においては現行制度よりも引き上げられていることから, 国基準どおりとしたものです。</p>
<p>【保育室等の設置階, 園舎に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後新設する場合は, 3歳未満児の保育室は1階に限定してほしい。 ・3歳未満児に係る保育室の設置階について, 保育方法によって工夫ができると思うので, 一概に設置階を制限することについては反対である。 ・園舎は2階建以下にしてほしい。 	14件	<p>国基準では, 保育室は1階に設置することとされていますが, 耐火構造や避難階段等の基準を満たす場合は, 2階以上に設置できるとされています。この基準は, 保育室の設置階が2階, 3階, 4階以上の場合について詳細に定められており, 安全性が担保されていること, また, 既存の保育所や幼稚園からの幼保連携型認定こども園への移行に配慮が必要であることから, 国基準どおりとしたものです。</p>

<p>【調理に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食室を設置してほしい。 ・自園調理による給食を実施できるようにしてほしい。 	39件	<p>京都市子ども・子育て会議における議論においても、調理に係る規制の上乗せに関する意見はなかったことから、国基準以上に規制すべきものではないと考えていますが、2号こども（3歳以上の保育を必要とするこども）に対する給食については、今後とも自園調理方式を推奨してまいります。</p>
<p>【移行特例に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭について、既存の保育所については、幼稚園基準を満たさなくても移行できることとされているが、この移行特例は認めるべきではない。 ・園庭面積に代替地をカウントしないしてほしい（移行特例を設けないでほしい）。 ・新制度へ円滑に移行できるよう、国基準を上回る規定を設けないでほしい。 ・園庭について、規定の広さを満たないことをもって杓子定規に認定こども園の認可を行わないということはしないでほしい。 	14件	<p>既存施設からの移行特例の一つとして園庭に関する特例が設けられていますが、移行特例を設けなければ、既存の幼稚園、保育所からの幼保連携型認定こども園への移行に支障が生じる場合があることから、園庭に対する移行特例は国基準どおりとしたものです。</p>
<p>【その他の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間を8時間までとしてほしい。 	14件	<p>教育標準時間については、幼稚園教育要領において、幼児の心身の発達の程度などに配慮して4時間とされているものであり、本市において4時間以上に設定することは困難です。</p>

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 121件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【基準全般に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までの基準にさらに上乗せして、より安全に子どもたちの発育、発達が保障されるようにしてほしい。 ・国基準より高い京都市の保育水準を守り、さらに保育の質の向上に向けて取り組んでほしい。 ・現在の京都の基準より低下させないでほしい。 ・今より質が下がらない基準であれば問題ない。 	12件	<p>基準案については、①国の基準を下回る基準は設定しない、②現行制度における本市基準を下回る基準は設定しない、③現行制度から円滑に移行できるよう経過措置を設ける等の配慮を行う、という3点を基本的な考え方として、子ども・子育て会議での意見を踏まえて取りまとめたものです。</p>

<p>【総則（調理以外）に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業と保育施設との連携をしっかりと図ってほしい。 ・重要事項規定の項目の中に職員の常勤・非常勤の数や勤続年数，過去3年間の退職者数，保護者会活動の実施状況を載せてほしい。 	6件	<p>小規模保育事業等の連携施設については，適切に確保できるよう，必要な支援に取り組んでまいります。</p> <p>重要事項の規定については，国基準で示された項目に職員に関するものも含まれております。あらかじめ重要事項の概要，職員の勤務体制，利用者負担などについて文書を交付して説明を行い，利用者の同意を得る必要があることから，事業者において，必要な説明がなされるものと考えており，国基準どおりとしたものです。</p>
<p>【調理に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自園調理による給食としてほしい。 ・給食室を必置としてほしい。 	25件	<p>家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）における食事の提供に当たっては，連携施設等からの外部搬入を除き，家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならないとされています。（5年間の経過措置あり。）</p> <p>京都市子ども・子育て会議における議論においても，調理に係る規制の上乗せに関する意見はなかったことから，国基準以上に規制すべきものではないと考えていますが，今後とも自園調理方式を推奨してまいります。</p> <p>家庭的保育事業等については，連携施設等に限り外部搬入が認められていますが，その場合でも，当該家庭的保育事業所等において調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこととなっております。</p>
<p>【職員に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B型の基準が当初の2／3以上という基準（案）から国基準どおり1／2以上に下げられたことは残念である。 ・家庭的保育事業等において全員保育士資格者を配置すべきである。 ・職員については保育の実務経験が3年以上ある者にしてほしい。 ・家庭的保育者を京都市の基準案に掲げるとおり必要な研修を修了した保育士と規定してほしい。 ・小規模保育事業には大規模事業者にない家庭的な雰囲気があり，保育園とは別の良さがあるので，必ずしも全員が保育士でなくてもいいのではないかと思う。しかし， 	59件	<p>小規模保育事業B型の保育士資格比率については，当初2／3以上への引上げを検討しておりましたが，保育士の確保に苦慮されている現状や，既存の事業者等の現行の職員体制での移行が困難となることにより，定員の少ないC型に移行することとなると，保育を必要とする子どもの受入施設の確保に支障を来すことから，京都市子ども・子育て会議での意見等を踏まえて国基準どおり1／2以上としたものです。また，B型については，保育士資格比率を3／4以上に引き上げた場合には，国制度において給付費の加算措置が講じられる予定となっております。</p>

<p>いずれの施設においても保育士は最低1人は必要であると思うので、京都市の案でよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業については、保育従事者全員が保育士資格がある方が望ましいが、保育を必要とする人全員が入所できていない現状をみると、質だけではなく量の確保も必要である。このため、しっかりとした研修を行うなど質の向上の取組を充実していただければと思う。 ・調理員を配置してほしい。 ・家庭的保育事業においては、保育者を複数配置とすべきである。 		<p>B型、C型に限らず、家庭的保育事業者等への研修等の充実により、質の向上に取り組んでまいります。</p> <p>家庭的保育事業等については、居宅訪問型保育事業を除き、原則、調理員を置かなければならないこととされています。（5年間の経過措置あり。）</p> <p>家庭的保育事業では、乳幼児数が3名以下の場合には家庭的保育者の単数配置で事業を実施することができますが、本市においてはこれまでから、昼間里親や保育所実施型家庭的保育事業において定員5名以上で実施しており、複数の職員配置により保育が行われています。</p>
<p>【設備に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性確保のため、建物は原則1階建とすべきである。 ・保育室は2階以下とすべきである。 	15件	<p>保育室等を2階以上に設置する場合は、国基準において耐火構造や避難階段等に関する詳細な基準が設けられていることから安全性が担保されていると考えております。ただし、家庭的保育事業については、国基準では2階以上に設置する場合の要件等が設けられていないことから、本市独自に小規模保育事業等と同様に耐火構造や避難階段等の設置を求めることとしたものです。なお、この独自基準には5年間の経過措置を設けており、新制度への円滑な移行に配慮をしております。</p>
<p>【その他の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業については、障害児保育に留意する必要があることから、事業者に対し保育計画と実施記録の義務付け及び保育所並みの監査、利用時の記録の提出を求め、問題がないことを事業者への給付金の支払の条件にすべきである。 	4件	<p>居宅訪問型保育事業については、保育所における保育と同様に厚生労働省が定める指針に準じ、児童の特性に留意しながら、保育を提供することとなっています。また、保育の提供に際しては、提供日、内容その他必要な事項を記録をすることとなっており、指導監査等を通じて確認、指導、助言等を行ってまいります。</p>

<p>・居宅訪問型保育事業は、養護施設などの専門的な機関で対応し、訪問型ではない形で行ってほしい。事情がある子やハンディを持っている子どもこそ集団での生活が必要なはずである。</p>		<p>居宅訪問型保育事業については、障害や疾病等がある子どもで個別のケアが必要な場合に、利用者の居宅で1対1の保育を実施するものです。障害等のある児童で、集団生活を営む施設の利用を望まれる場合、これまでから受入拡大に努めており、今後とも、利用者のニーズに適切に対応してまいります。</p>
---	--	--

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準 30件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【基準全般に関する意見】 ・国基準を踏まえ、より良い制度への移行につながることを期待する。 ・京都独自の現状にできるだけ近い形の基準を作るべきである。</p>	3件	<p>基準案については、①国の基準を下回る基準は設定しない、②現行制度における本市基準を下回る基準は設定しない、③現行制度から円滑に移行できるよう経過措置を設ける等の配慮を行う、という3点を基本的な考え方として、子ども・子育て会議での意見を踏まえて取りまとめたものです。</p>
<p>【非常災害対策に関する意見】 ・非常災害対策及び衛生管理について、京都市として独自基準を定めていることについては安心したが、より具体的な基準を設けてほしい。</p>	1件	<p>非常災害対策及び衛生管理については、一定の規定は基準案に盛り込んでおり、今後の指導監査等を通じて、必要な指導・助言などを行ってまいります。</p>
<p>【衛生管理に関する意見】 ・児童に食事を提供する際、衛生的な管理、インフルエンザやO-157などの感染症、食中毒に気を付けることはもちろん、児童の中には食物アレルギーのある子どももいるので、事前に把握しておくことが必要である。</p>	2件	<p>食物アレルギーのある子どもについては、万一、誤食事故があった場合は、アナフィラキシーショックを引き起こす危険性があることから、事前に把握するとともに、保育所等において既往のある子どもの受入れに当たっては、状況に応じて職員の加配なども行っているところです。</p>
<p>【身分を証する書類の携行、同居家族等への居宅訪問型保育の提供の禁止に関する意見】 ・児童の直系血族及び兄弟姉妹（絶対的扶養義務者）以外であっても、特別な事情がある場合は、3親等以内の親族も家庭裁判所の判断により扶養義務者になり得る。扶養義務を有するのであれば、直系血族及び兄弟姉妹であっても同様に提供を禁止すべきであり、単に「児童の民法上の扶養義務者」以外の子供を保育所に預けることは、</p>	2件	<p>同居家族等へのサービス提供の禁止については、給付の適正化の観点から制限を設けるものですが、職員資格についても保育士であることを独自基準に盛り込んでいることから、現状の基準案において、不適切なサービス提供を排除できるものと考えております。</p>

務者」とすることが適当と考える。		
【利用者負担に関する意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の上乗せ徴収，実費徴収を行うことは反対である。 ・利用者負担について，しっかりと徴収金の使用目的についても決めていただきたい。 	17件	<p>新制度においては，教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる費用について，文書による同意を得て上乗せ徴収を行うことができるとされていることから，予め本市において，画一的に規制することは困難です。ただし，民間保育園については，上乗せ徴収を行う場合には，本市の同意が必要とされています。</p> <p>実費徴収については，日用品，文房具，行事への参加費，食事費用などを，用途や金額について事前に保護者に説明を行い，同意を得て徴収できるとされています。</p> <p>これらについては，指導監査等を通じて確認を行い，不適切な事例があれば直ちに是正を求めていくことといたします。</p>
【情報提供に関する意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の項目に，①職員に関して，常勤・非常勤別の人数，勤続年数，過去3年間の退職職員数②保護者会の活動状況③財務諸表の全面公開を追加してほしい。 ・直接契約方式となる認定こども園に対しても保育所並みの監査指導を行い，その結果を公表することを求める。 	5件	<p>新制度においては，利用者が施設・事業所の利用に際して選択できるよう，施設・事業所が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うことが求められており，利用者の選択に資するため，適切な情報の提供を行うよう取り組んでまいります。</p> <p>認定こども園についても，適切な施設運営等がなされるよう，引き続き指導に努めてまいります。</p>

(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 218件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
【基準全般に関する意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・基準ができることは歓迎すべきことであり，学童クラブ事業がより充実されるものと期待している。 ・基準が明確に示されたことは，施設間での格差の解消につながるものと期待している。 ・子どもたちが安心して過ごせる場となるよう，速やかに基準に基づく運営を実現してもらいたい。 ・基準を定めることにより，待機児童が発生しないようにしてほしい。 	55件	<p>基準案については，①国の基準を下回る基準は設定しない，②現行制度における本市基準を下回る基準は設定しない，③現行制度から円滑に移行できるよう経過措置を設ける等の配慮を行う，という3点を基本的な考え方として，子ども・子育て会議での意見を踏まえて取りまとめたものであり，速やかに基準の基づく運営を行えるよう，取組を進めてまいります。</p>

<p>【設備に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用の静養スペースを確保すべきである。 <p>・児童1人当たり 1.65 m²の面積基準は狭すぎる。1.65 m²以上確保すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人当たりの面積 1.65 m²については、遊戯室等の合算ではなく、育成室のみの面積で1.65 m²を確保すべきである。 ・地域学童クラブ補助だけでは、基準面積を確保することは厳しい。 <p>・面積基準が定められる中で高学年まで受入れを拡大をすることで、待機児童が出てしまうのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人当たりの面積を確保するに当たり、余裕教室に限らず、民間の空き家なども活用して、基準どおりに実施できるよう、経過措置期間中に十分な受入れ体制を整えることが大切である。 	<p>47件</p>	<p>静養スペースについては、国基準において「専用区画」に静養スペースがなく、別の部屋に静養スペースを確保する場合、「静養するための機能」を備えているものと取り扱って差し支えないとされています。事業の運営に当たり、静養を必要とする児童が静養できるよう、事業所内でスペースを確保してまいります。</p> <p>児童1人当たりの面積の考え方については、国基準において、「専用区画」は、事務室、トイレ等以外の児童の遊び及び生活の場としての機能が十分に確保される場所とされ、育成室だけでなく遊戯室、図書室等の諸室を含んでよいとされていることから、本市においても同様の考え方としております。また、面積については、国基準どおり児童1人当たり1.65m²とします。</p> <p>基準どおりの運営が行えるよう努めるとともに、希望する児童は全て受け入れるよう、小学校の余裕教室、公共施設の空きスペースの活用等、必要な実施場所を順次確保してまいります。</p>
<p>【職員に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員は2名以上とし、補助員はなくすべきである。 ・2名とも正規職員を配置すべきである。 ・有資格の職員を確保するために、職員の処遇を改善すべきである。 ・放課後ほっと広場の職員の処遇を児童館・学童保育所職員と同等に改善してほしい。 ・「高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を資格に含めるのは適当ではない。 ・最低限の研修にとどまらず、職員の専門性の向上に資する研修の実施及び履修を促すべきである。 	<p>73件</p>	<p>基準については、児童館・学童保育所で実施している学童クラブだけでなく、放課後ほっと広場や、社会福祉法人等が実施する地域学童クラブ事業にも適用されることから、最低基準として定めるものです。</p> <p>職員については、就職フェアの開催や市内各大学との連携などにより確保に努めてまいります。</p> <p>また、本市では、児童館・学童保育所等に従事する職員に対し、これまで職員に必要な知識及び技術を身につけるための研修科目の体系化や、実技研修、全国研修への職員派遣など、初任者から上級者まで勤務経験等に応じた研修を実施しています。今後、本市の体系的な研修について、受講モデルを作成するなど、研修の計画的な履修及び人材育成の手法について検討し、事業の質の確保・向上に努めるとともに、資格のない職員に対する資格取得支援等についても検討してまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童に対する専門的な知識を有する職員を配置すべきである。 ・支援の単位をおおむね 40 人とすることは歓迎すべきだが、学童クラブの利用を必要としている児童をきちんと受け入れてもらいたい。 		<p>障害のある児童の受入れに当たっては、障害の状況や発達段階を踏まえた支援が必要であり、専門機関との連携や研修の実施により、職員のスキルアップを図ってまいります。</p> <p>基準どおりの運営が行えるよう努めるとともに、不足する場合には、5年間の経過措置を設け、希望する児童は全て受け入れるよう、小学校の余裕教室、公共施設の空きスペースの活用等、必要な実施場所を順次確保するとともに、就職フェアの開催や市内各大学との連携などにより、職員の確保に努め、登録希望者の受入れを図ってまいります。</p>
<p>【経過措置に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとっての5年間は長い期間であり、課題の先送りである。5年間の経過措置は長すぎる。 ・一定の経過措置を設けてほしい。 ・経過措置の必要性は理解するが、余裕教室の活用やボランティア職員の活用など専用面積や支援の単位ごとの職員数の確保について5年間の具体的な見通しを示すべきである。 	17件	<p>現行制度では、専用区画の面積や支援を行う児童の集団の規模（支援の単位）に関する規定がないことから、直ちに全ての事業所に新基準を適用した場合、基準を満たすための面積や職員の確保が困難となり、児童の受入れに支障が生じることが考えられます。このため、京都市子ども・子育て会議でも御議論いただき、条例施行後5年間の経過措置を設け、経過措置期間中に、小学校の余裕教室、公共施設の空きスペースの活用等により必要な実施場所を確保するとともに、就職フェアの開催や市内各大学との連携などにより、職員の確保に努め、速やかに基準に基づく運営を行えるよう、取組を進めてまいります。</p>
<p>【その他の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準として当然に定めるべき項目が定められている。 ・職員の一般的要件（第7条）の「できる限り（児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない）」という文言は適当ではない。 	26件	<p>基準については、最低基準として定めるものであることから、職員の一般的要件については、国基準どおりとしたものです。本市では、児童館・学童保育所等に従事する職員に対し、これまで職員に必要な知識及び技術を身につけるための研修科目の体系化や、実技研修、全国研修への職員派遣など、初任者から上級者まで勤務経験等に応じた研修を実施しています。今後、本市の体系的な研修について、受講モデルを作成するなど、研修の計画的な履修及び人材育成の手法について検討し、事業の質の確保・向上に努めるとともに、資格のない職員に対する資格取得支援等についても検討してまいります。</p>